



災害に便乗した悪質商法

保険金を使って屋根の修理ができる「工事」を急がされておりしていないので工事を断る事とした方が得められた。雨漏りしている場合、契約書面を受け取つてから8日以内と、「今すぐ工であれば、クーリングオフ(契約を解除)

【事例】業者が突然訪問ってきて「火災保険に加入していれば、

【アドバイス】

災害が発生した後、これに便乗した悪質な勧誘の事例が過去の災害時に報告されています。被災地域だけでなく、周辺の地域でも発生していますので注意しましょう。アイネスには、火災保険を使って屋根の修理を勧説す

る相談が寄せられています。【事例】業者が突然文書に署名するよう迫られサインしてしまつた。後から考えると、

生活バイロット

だ」と言って強引に勧説された。保険会社には「風で瓦が飛んだ」というよう指示されても、工事代金は自己負担する」と書かれた文書に署名するよう迫られサインしてしまつた。後から考えると、

できます。たとえ工事が終わっていても契約を解除できます。クーリング・オフ期間をすぎてしまっても、勧説の際に修理の必要性など、事実ではないことを説明されている場合は取り消しできる可能性があります。

▼工事を急がされておりしないようにしまつた場合、できるだけ早く、近くの市町村の機関をかたつた悪質な電話勧説販売や、訪問

▼疑問が生じたときや、トラブルが起きた場合は、できるだけ早く、近くの市町村の機関をかたつた悪質な電話勧説販売や、訪問

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、**4・09999-53**ないことを申し出て保険金を受け取つた場